



ご存じですか？屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物について県からのお知らせです

ポスターや広告塔など、屋外で常時又は一定期間継続して表示される広告物は、情報伝達的手段としてだけでなく、街に賑わいを与えてくれます。しかし、無秩序に表示されると、美しい街並みや自然景観が損なわれるだけでなく、落下や飛散による危害が予想されるため、県では、条例によって広告物が出せない地域や、許可が必要となる地域、広告物の良好な管理などについて定めています。

「屋外広告物適正化旬間」期間中(9月1日～10日)には、条例違反の貼り紙や、貼り札等広告物を一斉に撤去します。

美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協

力が必要です。よろしくお願いいたします。

屋外広告の広告主及び広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

▶ お問い合わせ

中央西土木事務所 維持管理課

☎ 893-2114

高知県都市計画課HP(屋外)

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>



平成23年 社会生活基本調査

■日本の未来の羅針盤■

10月20日現在で社会生活基本調査を行います。

この調査は、総務省統計局が都道府県を通じて行う統計調査です。国民の生活時間の使い方や様々な活動状況を調べ、より良い暮らしと社会のために活用されます。



対象地域へは9月上旬から調査員が伺います。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

※調査員は高知県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。

▶ お問い合わせ

高知県統計課

☎ 823-9346



保管物件(通貨・証券等)の返還について

税関では、終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした通貨・証券等をお返ししています。

○終戦後、外地から引き揚げて来られた方が上陸港の税関に預けられた通貨・証券など。

○外地の集結地において総領事館などに預けられた証券などのうち日本に返還されたもの。

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。お心当たりのある方は税関まで、

お問い合わせください。

▶ お問い合わせ

高知税関支署

高知市棧橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎内

☎ 832-6131 ☎ 832-6132

Eメール ☒ kouchi@kobe-customs.go.jp

須崎出張所

☎・☎ 0889-42-0333

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもご加入いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400